

学業成績評価及び単位認定・進級・卒業の認定に関する規程

第1章 総則

第2章 この規程は、奄美情報処理専門学校における試験・学業成績の評価・進級及び卒業の認定について定める。

第3章 単位数

第2条 単位数は、学則第3章第7条により次のとおりとする。

授業時数を単位数に換算する場合には、一般科目は24時数をもって1単位とし、専門科目においては32時数をもって1単位とする。

第4章 試験

第3条 試験は、期末試験及び必要に応じて随時、臨時試験を行うものとする。

2 期末試験は、期日を定めて実施するものとし、試験の開始2週間前までに、試験科目及び日程を学生に発表する。

第4条 期末試験を病気・忌引などその他やむを得ない理由で受験できなかった学生に対しては、追試験を行うことができる。

2 追試験の成績は、その試験成績の原則80%で評価する。

3 親族の忌引き・感染症による出席停止の場合は、100%で評価する。

第5条 故意に試験を忌避したと認められた者は、当該試験の成績を0点とする。

2 試験中、不正行為を行った者は、当該試験期間中の全科目の試験成績を0点とする。

第4章 学業成績の評価及び単位認定

第6条 年間80%の出席率を超える科目を「履修科目」とし、「評価」を行う。

出席率80%未満の科目は「不履修科目」とし、評価は行わない。

第7条 学業成績の評価は、授業科目ごとに試験の成績及び平素の成績を総合して行なう。

2 試験成績は、期末試験により評価するものとする。

3

4 学年成績の評価は、前期及び後期の学業成績を総合して行う。

第8条 科目担当講師は、必要に応じてレポート及び実習や演習等の成績を試験成績に代えることができる。

第9条 科目担当講師が2人以上のときの学業成績は、当該担当講師が協議をしてその評価を行う。

- 第10条 学業成績は100点法により評価し、60点以上の科目は単位の「修得」を認定する。
 評価が60点未満は「未修得」となる。
- 2 卒業制作の評価は、1～5の区別で行う。
 - 3 学外実習や演習を修得した場合の評価は、認定となる。
 - 4 学業成績の優、良、可及び不可の評語の区分は、次のとおりとする。

判定	評語	学業成績	評価点	成績評価内容
合格	優	4.0以上～ 5.0	90～100点	到達目標を十分に達し、優れた成果をおさめている
	良	3.0以上～ 4.0未満	80～89点	到達目標に十分達している
		2.0以上～ 3.0未満	70～79点	到達目標に達している
	可	1.0以上～ 2.0未満	60～69点	到達目標を最低限達成している
不合格	不可	1.0未満	0～59点	到達目標に達していない
			—	試験欠席（やむを得ない理由を除く）
			—	提出物が出されていない
			—	出席不足

第11条 第10条の4に基づき、「合格」と判定された者には、学則第3章第7条に定められた別表の科目の単位を認定する。

第5章 進級及び卒業の認定

第12条 進級・卒業認定会議は、次の者をもって構成する。

- (1) 校長
- (2) 主事
- (3) 主任
- (4) 科目担当講師

第12条 進級及び卒業の認定は、進級・卒業認定会議の審議を経て校長がこれを決定する。

2 次に定める①～⑤の該当者は、進級認定会議の審議を経て進級を認められる。

- ① 当該学年で修得すべき科目に不履修科目がないこと。
- ② 学業成績の平均点が60点以上であること。
- ③ 累計不足科目が第1学年までは3科目以内であること。
 （累計不足科目とは、当該学年までに修得すべき科目数と修得科目数との差である。）
- ④ 特別活動（学校行事を含む。）の履修状況が良好であること。
- ⑤ 進級認定会議において適当と認められた者

3) 次に定める①と②のすべての項目の該当者は、卒業認定会議を経て卒業を認められる。

- ① 必修科目をすべて修得していること。
- ② 総修得単位数が74単位以上であること。

第13条 進級が認められた者のうち未修得科目を有する者は、次年度本人の申請により、所定の手続きを経て「再評価」を受けることができる。なお、前期で修了する必修科目については、その年度内に再評価を受けることができる。

- 2) 再評価は、原則として「不可」の評価をした科目担当講師が試験やレポートによって行う。
- 3) 再評価の結果は、学期末の試験の成績提出時に提出する。再評価の結果、修得が認定される科目の評価は、60点とする。

第14条 進級又は卒業を認定されない者は原級に留置する。

- 2) 原級留置者は、当該学年の全科目を再履修・修得しなければならない。ただし、出席率が80%以上で前年度「2」以上の評価の原級留置者は、年度当初の本人の申請により再履修・修得が免除される。

第15条 休学による場合のほか、連続して2回原級にとどまることはできない。

第16条 休学した場合は、原則としてその年度の進級を認めない。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。